稲作経営の現状と課題

―― 家族経営の行方と農業法人の可能性 ――

〔要　　旨〕

１．日本の稲作は，戦後，農業機械化によって労働生産性が大幅に上昇したが，現在でもその多くは零細な兼業農家によって担われており，収穫面積1.0ha未満の稲作農家が全体の８割を占めている。

２．米生産費統計によると，97年度の全算入生産費は米販売価格を大きく上回っている。農家にとって実質支払い負担のない自己資本利子・地代を除くと生産費は米販売価格とほぼ等しいが，稲作農家の半分近くを占める0.5ha未満の農家の生産コストは高く，稲作から得られる所得は低水準である。農家がそれでも稲作を継続しているのは，休日や高齢者による労働で稲作を行っているからであるが，農家の次世代は低収益の稲作を継続しない可能性がある。

３．担い手不足や近年の米価低落により稲作をやめたり作業を委託する農家が増大しており，その受け皿として農業法人に対する期待が高まっている。農業法人とは，一般には農地法に基づく「農業生産法人」を指すが，農業生産法人は1962年に創設されて以来順調に増加してきており，現在5,246法人が存在している。農業法人は，経営と家計の分離，労働条件の明確化という利点があり，農外からの新規就農の受入先としても期待できる。

４．稲作農業法人の経営事例をみると，コスト削減を実現し，地域と調和しながら運営していることがわかるが，農閑期，農地分散等の問題があり，法人化で稲作経営の問題がすべて解決するわけではない。株式会社の農業参入問題が論議されており，条件付きで認める方向にあるが，その問題点を認識して動向を注視する必要がある。

５．これまでの農家，家族経営には多くの問題があり，家計と経営の分離，個々人の人格の尊重，女性の地位の向上を進める必要がある。稲作農家は正当な労働評価を得ているとは言えず，米の価格低落により農家の稲作への意欲が薄れており，農業政策は農業経営安定のための政策を充実すべきである。また，農協は地域農業の再構築のためその役割を積極的に果たすべきであろう。

目　次

１．はじめに
２．稲作経営の現状
３．稲作のコスト構造と所得
４．変革が迫られる稲作経営
５．農業法人の現状とその意義
６．稲作法人経営の実態
７．稲作経営の将来方向と課題

１．はじめに

日本の農業は，伝統的に「農家」という家族経営によって担われてきた。日本農業の中心的存在である稲作は，戦後，農業機械化により労働生産性が大幅に上昇したが，規模拡大のテンポは遅々としており，現在もその大部分は零細な兼業農家によって担われている。

こうした構造を支えてきたのは，農家の長男は後継者として家に残るのが当たり前であり，その長男が農地を相続するとともに家を中心とした農業を継続する，という農村の長年の慣行であった。しかし，近年こうした構造が崩れつつあり，後継者不足のため稲作をやめる農家が増加し，家族経営の行方が懸念されている。その一方で，その受け皿として農業法人に対する期待が高まっている。

本稿では，稲作経営の現状を明らかにするとともに，稲作経営の将来像を農業法人を中心に検討する。

２．稲作経営の現状

まずはじめに，稲作が現在どうなっているのかを，やや古い統計であるが，1995年農業センサスのデータを中心に概観しておく。

(1)　現在も続く稲作経営の零細性

1995年の稲作農家戸数（自給的農家を含む）は286万戸であり，90年に比べて10%減少し，70年（465万戸）に比べると約４割減少している。しかし，現在でも農家全体(344万戸)の８割が稲作を行っており，稲作が日本農業の中心的存在であることに変わりはない。

稲作農家戸数（都府県，販売農家）を水稲収穫面積の規模別にみると，0.5ha未満が稲作農家全体の46.5%，0.5～１haが30.1%を占め，１ha未満の零細経営が８割近くを占めている。その一方，２ha以上は７%を占めるに過ぎない。１戸当たりの平均面積(全国平均，自給的農家を含む）は0.74haであり，日本の稲作経営の零細性は現在も続いている。ただし，近年，小規模稲作農家が

減少する一方で大規模経営が増加しており，階層分化を伴いながら規模拡大が徐々に進んでいる（第１表）。

米の収穫面積のシェアを規模別にみると（都府県，販売農家），稲作農家戸数の半分近くを占める0.5ha未満が収穫面積では17.6%を占めるに過ぎないのに対し，戸数では４分の１の１ha以上の稲作農家が米生産量の過半を担っている。なお，５ha以上の経営体の水田借入比率は49.6%にも達しており，大規模稲作農家は農地の借入により規模を拡大していることがわかる（第２表）。

第１表　水稲収穫面積規模別農家数

（単位　千戸，ha/戸，%）

		1985年	90	95	95／85	95／90
都府県	0.5ha未満	2,112	1,925	1,611	△23.7	△16.3
	0.5～1.0	851	737	682	△19.8	△ 7.4
	1.0～2.0	423	361	377	△10.9	4.4
	2.0～3.0	87	78	96	10.4	22.0
	3.0～5.0	28	29	45	62.0	56.6
	5.0以上	4	5	14	285.9	154.2
	小　計	3,503	3,135	2,824	△19.4	△ 9.9
	作付面積	2,135	1,909	1,943	△ 9.0	1.8
	平均面積	0.61	0.61	0.69	12.9	13.0
北海道	1.0ha未満	10	8	5	△50.6	△35.7
	1.0～3.0	14	12	7	△47.3	△38.4
	3.0～5.0	13	11	7	△44.4	△35.5
	5.0～10.0	9	10	11	19.0	17.7
	10.0以上	0.4	1	3	701.1	422.5
	小　計	47	41	34	△27.0	△16.7
	作付面積	155	146	163	5.5	11.6
	平均面積	3.28	3.54	4.75	44.5	33.9
全国計	稲作農家	3,551	3,176	2,858	△19.5	△10.0
	作付面積	2,290	2,055	2,106	△ 8.0	2.5
	平均面積	0.64	0.65	0.74	14.2	13.9

資料　農林水産省「農業センサス」「耕地及び作付面積統計」
（注）　自給的農家を含む。

第２表　規模別稲作農家，収穫面積
（都府県，販売農家）

（単位　千戸，千ha，%）

	稲作農家戸数	割合	水稲収穫面積	割合	借入面積比率
0.5ha未満	1,053	46.5	315.7	17.6	8.2
0.5～1.0	682	30.1	469.5	26.2	8.9
1.0～2.0	377	16.6	509.0	28.5	12.1
2.0～3.0	96	4.2	227.1	12.7	17.2
3.0～5.0	45	2.0	163.9	9.2	27.6
5.0以上	14	0.6	103.6	5.8	49.6
計	2,267	100.0	1,788.7	100.0	14.8

資料　農林水産省「95年農業センサス」
（注）　1.借入面積割合＝水田借入面積÷水稲収穫面積×100
　　2.規模区分は水稲収穫面積による。

（2）　高齢者，兼業農家に依存する稲作労働

稲作農家の農業労働力保有状況をみると，稲作販売農家230万戸のうち，農業専従者（農業従事日数年間150日以上）のいる農家は86万戸（稲作農家の37%）あるが，その多くは高齢者であり，60歳未満の男子専従者がいる農家は32万戸（同14%）に過ぎない。農業従事者（年間に少しでも農業に従事した農家世帯員）でみても，稲作販売農家全体の農業従事者649万人のうち，農業従事日数59日以下が351万人で過半を占めている。

第１図　10a当たり稲作労働時間の推移

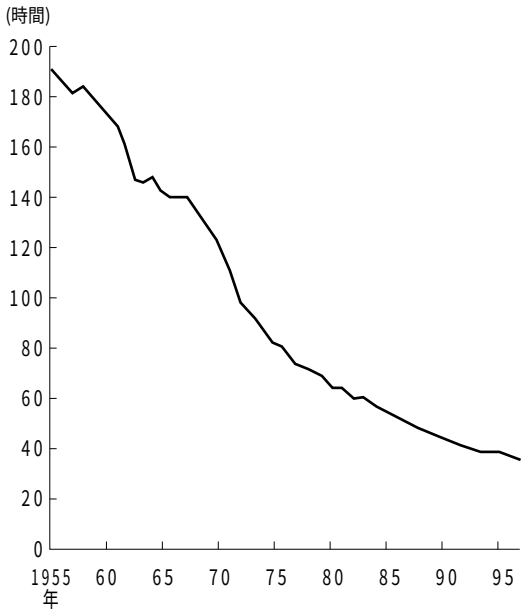

資料　農林水産省『米生産費統計』

農業機械化により省力化が進んだため，97年度の10ａ当たりの平均労働時間は36.8時間となり，この40年間で約5分の１に減少した（第１図）。日本の平均水稲作付面積0.74haに必要な労働時間は272時間であり，１日８時間労働で計算すれば34日で済む（1960年当時は同じ面積で160日かかった）。最近，農繁期以外は田んぼで人影を見なくなったのはこのためである。結局，多くの農家は他産業に従事し，休日，早朝および高齢者の労働で稲作を行っているというのが現状である。

(3) 増大する作業受委託

近年，農業機械は高機能化，高速化して価格が高くなっており，小規模農家にとって農業機械を一式そろえるのは負担になっているため，農業機械の更新をしないで作業を委託する動きが広がっている。95年農業センサスによると，都府県の稲作販売農家のうち，田植機を所有していない農家は３割，収穫機（バインダー＋コンバイン）を所有していない農家は２割あり，経営規模が小さい農家ほど農業機械を所有していない比率が高い。

第3表　作業委託農家の割合
（都府県，販売農家）

（単位　%）

	育苗	耕起・代かき	田植	稲刈・脱穀	乾燥・調整
0.5ha未満	36.1	19.5	23.0	34.0	50.7
0.5～1.0	24.5	12.3	15.1	27.0	49.5
1.0～2.0	14.6	6.6	8.5	17.5	35.1
2.0～3.0	7.8	3.1	4.2	8.9	20.8
3.0～5.0	5.1	1.9	2.5	4.9	14.7
5.0以上	5.0	1.7	1.9	3.3	12.4
計	27.1	14.0	16.9	27.4	45.6

資料　第2表に同じ。

農業機械を所有していない農家は他の農家に作業を委託しており（手作業で田植，収穫を行っている農家は非常に少ない），作業を委託している稲作農家の割合は，育苗27%，耕起・代かき14%，田植17%，稲刈・脱穀27%，乾燥・調整46%に達している。規模別にみると，小規模層ほど作業を委託している割合が高く，逆に大規模層が作業を受託している（第３表）。

３．稲作のコスト構造と所得

(1) 拡大した規模による生産費格差

米生産費統計によると，97年度の60kg当たり米生産費（全参入生産費，全国平均）は19,363円であり，その内訳は，労働費6,440円（33.3%を占める），利子・地代4,070円（21.0%），農機具費3,214円（16.6%），委託料等1,443円（7.5%）で，このほか，肥料費，農薬費，土地改良費がそれぞれ５%程度を占めている。

この全算入生産費は米販売価格を大きく上回っている（D＞P）。ただし，自己資本利子・地代は実際に農家が支払っているものではないため，農家はコストとは認識しておらず，これを差し引けば生産費は米販売価格とほぼ等しくなっている（D－CP）（第４表）。

米の生産費は地域や経営規模により格差があり，97年度の全算入生産費をみると，0.5ha未満の生産費（全算入生産費）は5.0ha以上より約８割高い。規模による生産費格

第４表　作付規模別米生産費（60kg当たり，販売農家，1997年度）

（単位　円，時間）

	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0以上	平　均
物　財　費　A	12,758	10,464	9,398	8,472	8,058	7,006	7,414	9,193
うち農機具費	4,443	3,513	3,223	3,031	3,146	2,479	2,545	3,214
肥料費	1,171	1,024	957	893	893	790	906	954
農薬費	994	935	869	846	853	753	753	864
土地改良費	803	903	936	1,007	960	883	913	917
委託料等	2,746	1,964	1,659	1,115	776	768	711	1,443
労働費	9,706	7,976	6,500	5,951	5,402	4,568	4,052	6,440
費用合計	22,464	18,440	15,898	14,423	13,460	11,574	11,456	15,633
支払利子・地代　B	184	261	367	630	689	988	1,234	582
自己利子・地代　C	4,027	3,781	3,631	3,385	3,533	3,135	2,727	3,488
全算入生産費　D	26,275	22,170	19,577	18,130	17,409	15,390	14,944	19,363
（労働時間）	(6.54)	(5.25)	(4.25)	(3.89)	(3.57)	(2.96)	(2.53)	(4.35)
米販売価格　P	15,925	15,770	15,988	15,954	15,942	15,333	15,127	15,729
P－A	3,167	5,306	6,590	7,482	7,884	8,327	7,713	6,536
P－(A＋B)	2,983	5,045	6,223	6,852	7,195	7,339	6,479	5,954
P－D	△10,350	△6,400	△3,589	△2,176	△1,467	△ 57	183	△3,634
P－(D－C)	△ 6,323	△2,619	42	1,209	2,066	3,078	2,910	△ 146

資料　農林水産省「米生産費統計」
（注）「米販売価格」は60kgあたり粗収益で副産物収入（約２％）を含む。
なお，この粗収益は，農協の販売手数料等を差し引いた「庭先価格」である。

第２図　規模別米生産費（平均生産費＝100）

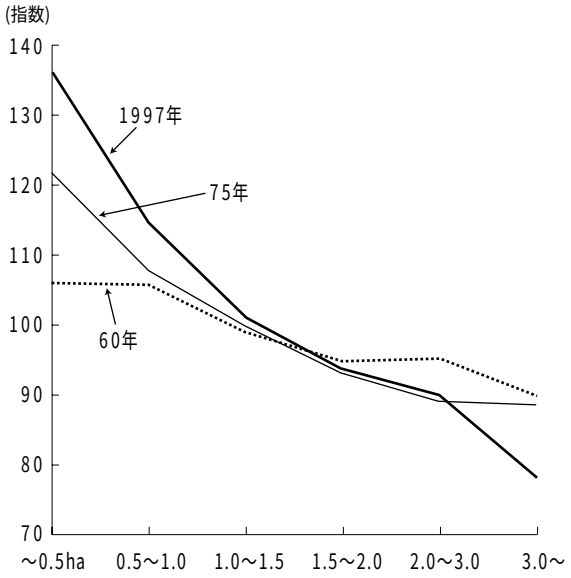

資料　農林水産省『米生産費統計』

差は農業機械の稼働率，作業の効率性の格差が主な要因であり，大規模経営ほど生産費が低くなっている（生産性が高い）。ただし，５ha以上では耕地の分散等のため規模による生産費の低下はほとんどみられず，規模拡大によるコスト削減には一定の限界がある。

日本の稲作は1960年ごろまでは機械化が遅れていたため，規模による生産性格差は小さかったが，60年代から70年代にかけて農業機械化が急速に進んだ結果，経営規模により農業機械の使用効率に差が生まれ，生産費の格差が拡大した（第２図）。

(2)　低水準の稲作所得

97年度の平均稲作所得（家族労働報酬＋自己資本利子・地代）は10ａ当たり50,122円であり，1日当たりでは11,254円，１時間当た

りにすると1,406円である。製造業(5～29人の中小企業）の1日当たり賃金は13,452円であり，稲作所得はこれを下回っている。大企業(従業員500人以上)と比べれば稲作所得は４割に過ぎない。しかも，稲作農家戸数の46%を占める0.5ha未満の稲作所得は，１日当たり3,413円，１時間当たり427円に過ぎず，これはパート労働の賃金を下回っている（97年度の最低賃金（全国平均）は1日5,079円，１時間635円）（第３図)。

稲作農家の平均作付面積（0.7ha）で計算すると，稲作からの所得は35万円に過ぎない。農家はこれでは生活できず，それが農家が他産業に従事している理由である。10haで稲作所得はようやく547万円になるが，日本で水稲収穫面積10ha以上の農家は1,500戸しかない（第５表)。

また，稲作だけでは２haあっても年間労働日数は83日に過ぎず，これでは一人の労働力も年間フル稼働できない。農家は労働力の完全消化を実現するために，さらに規模を拡大するか，畜産，野菜等の他の作目を導入するか（複合経営)，農業は稲作だけにしてほかに働く場所を探さなければならないということになる。

第3図　稲作所得と製造業賃金（1日当たり）

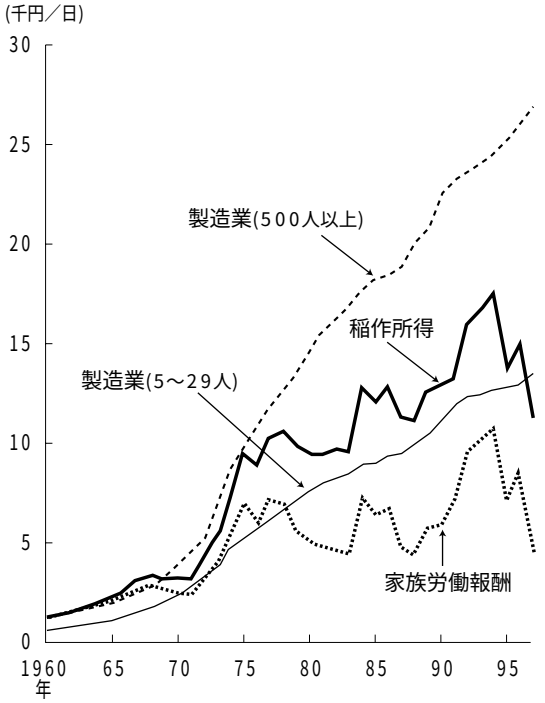

資料　農林水産省「米生産費統計」，労働省「毎月勤労統計調査」

第5表　作付規模別稲作所得(販売農家,97年度)

（単位　円,時間,日）

	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0以上	平　均
10ａ当たり所得	22,523	40,932	52,544	58,756	63,419	65,671	54,658	50,122
１日当たり所得	3,413	7,568	11,828	14,107	16,298	19,931	20,567	11,254
１日当たり家族労働報酬	△1,682	1,652	4,717	6,996	8,150	11,268	11,746	4,465
稲作所得	112,615	306,990	656,800	1,028,230	1,585,475	2,626,840	5,465,800	350,854
10ａ当たり労働時間	53.3	43.5	35.9	33.1	30.8	26.2	21.7	36.9
労働日数	33	41	56	72	96	131	271	32
(計算基準面積：ha)	(0.5)	(0.75)	(1.25)	(1.75)	(2.5)	(4.0)	(10.0)	(0.7)
戸数割合(%)	45.9	29.7	11.0	5.6	4.3	2.3	1.2	100.0

資料　農林水産省「米生産費統計」
(注)　1.稲作所得＝10ａ当たり所得×計算基準面積×10
　　2.労働日数＝10ａ当たり労働時間×計算基準面積×10÷８（１日８時間労働として計算）
　　3.戸数割合は,95年農業センサスから計算(販売農家),「1.0～1.5」「1.5～2.0」は推計値。

(3) カギを握る自家労働評価

このような低収益の稲作を小規模農家はなぜ続けているのであろうか。そこで問題になるのが，農家の自家労働評価である。つまり，現在の米生産費統計では，農家の自家労働を従業員５～29人の規模の製造業の賃金で評価しているが，農家は自らの労働をそれとは異なる基準で評価している。

例えば,全算入生産費は5.0ha以上層を除いて米販売価格を上回っており，これは企業でいえば赤字経営ということになる。ただし，既に指摘したように，農家にとっては自己資本利子・地代は実質支払い負担はなく(他者に支払う必要はない)，これを全算入生産費から差し引くと,1.0ha以上の稲作経営は製造業並み（ただし中小企業）の所得を確保していることになる。

しかし,1.0ha以上の稲作農家は全体の４分の１に過ぎず,４分の３を占める1.0ha未満の稲作農家は製造業並みの所得を得ていない。それでも農家が稲作を続けているのは，多くの稲作農家が主婦，高齢者，休日労働で稲作を行っているためであり，稲作所得を追加的所得と考えているからであ

第4図　作付規模別生産費(60kg, 97年度)

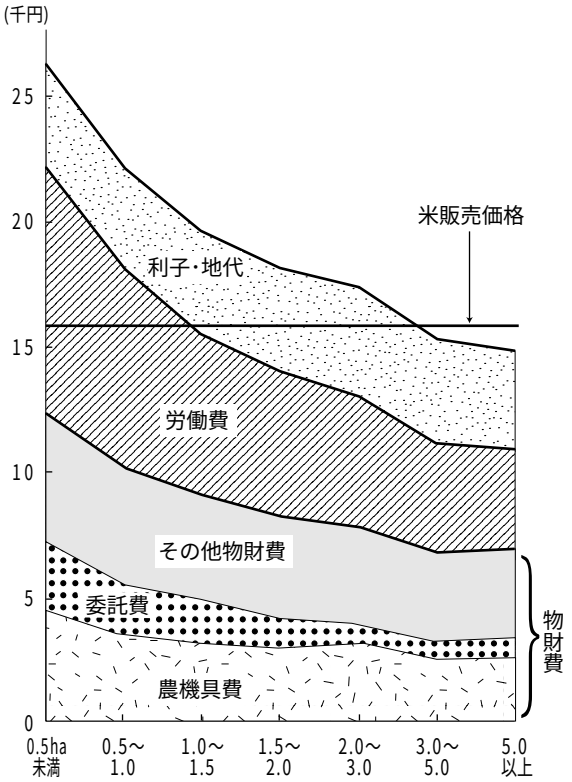

資料　農林水産省「米生産費統計」

第5図　生産費の戸数分布
（60kg当たり, 97年度, 全算入生産費）

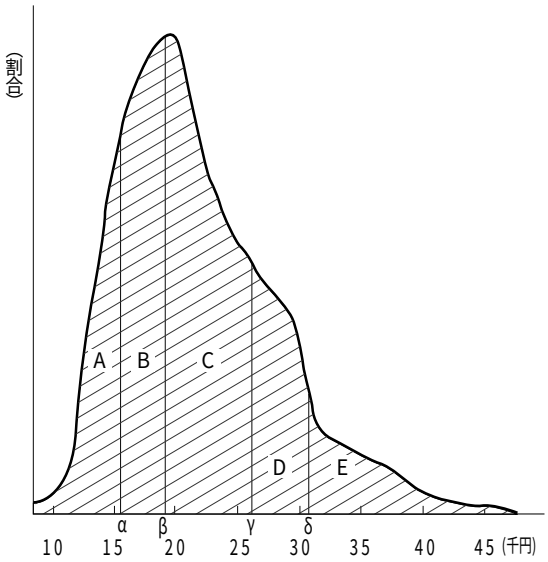

資料　農林水産省「米生産費統計」
(注)　α＝米販売価格
β＝α＋自己資本利子・地代
γ＝β＋労働費
δ＝米小売価格
α，β，γは地域，経営体により差があり，δも品種差があるが，本図では平均値を採用。

生産費の水準での農家分類	
A	現在の価格でも製造業並みの所得が確保でき,農地借入による規模拡大が可能(稲作農家の15%)。
B	かろうじて製造業並みの所得は得られるが,農地を借りてまで規模を拡大する意欲は小さい(20%)。
C	製造業並みの所得は得られないが,稲作所得はプラスであり,高齢者,主婦,休日の労働で稲作を続けている兼業農家(35%)。
D	稲作所得はほとんどないが,米を買うよりは自分の家で作ったほうが有利と判断(15%)。
E	稲作は実質赤字であるが,採算を度外視して農地を守るため(健康のためあるいは趣味で)稲作を継続(15%)。

る。つまり，多くの農家は，余剰労働（休日，高齢者，主婦の労働）で多少でも所得が得られる限り稲作を続けている。最悪の場合でも現金収支がマイナスでなければよい（米販売価格が物財費を上回ればよい）（第４，５図）。

ところが，昨今の米価低落で農家の労働報酬はますます低くなっており，今後も農家がこの水準で稲作を続けるかは分からない。特に，経済的にドライになっている農家の次世代は，採算の合わない稲作を休日を犠牲にしてまで続けない可能性があり，現に近年小規模稲作農家数は減少している。ただし，どの水準で農家が稲作をやめるかは，地域や農家によって異なるであろう。

４．変革が迫られる稲作経営

(1)　担い手不足への対応

戦後の日本農業を中心的に支えてきたといわれる「昭和一ケタ世代」（現在64～73歳）が農業からリタイアしつつあり，一方で新規就農者が少ないため，農業の担い手問題が深刻化している。新規就農者の数は一時期より回復しているとはいえ，97年の新規学卒就農者は2,200人に過ぎず，39歳以下のＵターン就農者も年間7,500人である（第６図）。近年脚光を浴びている農外からの新規就農者も，現実にはさほど多くはない（新規就農ガイドセンター等を通じた就農者は10年間の累計で400人程度）。現在（97年）の農家戸数334万戸，農業就業人口393万人に比べればわずかな数であることは否めない。

第6図　新規学卒就農者とＵターン者数の推移

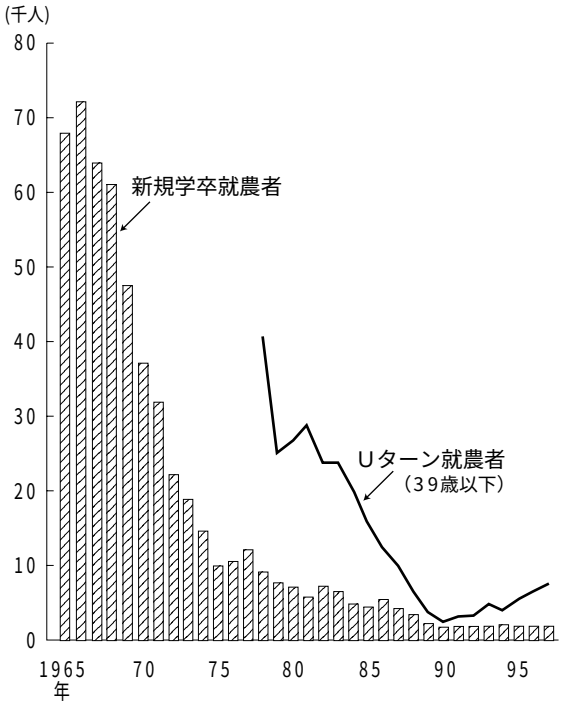

資料　第5図に同じ

ただし，こうした担い手不足をもって稲作の「内部崩壊」とするのは，やや危機意識をあおりすぎた浅薄な見方であろう。すでにみたように，小規模稲作は専業農家でなくとも経営が可能であり，兼業農家は今後も厚い層が残っていくと考えられる。また，稲作の規模拡大に意欲的で作付面積を拡大したいという農家もかなりある。

とはいえ，稲作をやめたり作業を委託する農家が今後徐々に増大していくことは確実であり，その受け皿づくりが重要な課題になっている。

(2)　米価低下の影響

米の価格決定方式は，かつての政府米価中心から自主流通米価格中心となり，徐々

第7図　米価格の推移（95年＝100）

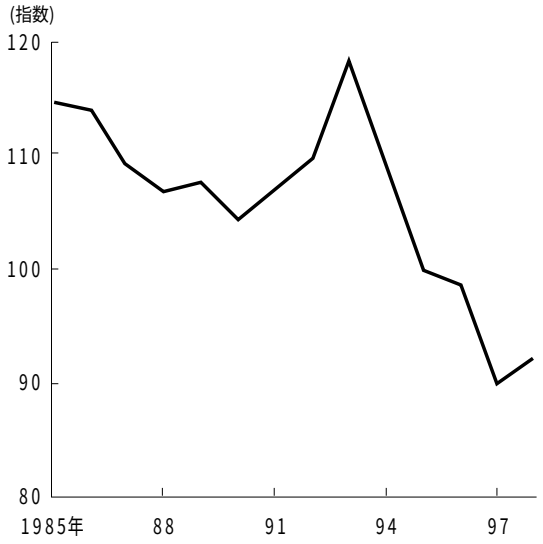

資料　農林水産省「農村物価統計調査」

に市場原理を導入するようになってきた。しかし，昨今の豊作，ミニマムアクセスの増大により，近年米の価格が急落し，この数年間で２割以上も低下している（第７図）。

この米価低下は稲作農家にどのような影響をもたらしているであろうか。当然のことであるが，最大の問題は農業所得の減少である。しかも，この所得の減少は経営規模が大きい農家ほど大幅なものになっており，特に，価格低下率が大きかった北海道では，専業農家が多いこともあり深刻な事態となっている。

また，米価低下により高コスト農家（小規模農家）の稲作からの撤退が増加している。現実にどの層がどの程度稲作をやめたかは，2000年農業センサスで明らかになる見込みであり，その結果が注目される。

(3)　注目を浴びる農業法人

以上のような担い手不足，米価低下という事態を受けて，従来の農家中心の体制では後継者確保，生産コストの両面で限界があるとし，近年，農業法人が注目されている。

これまでも農業機械銀行，機械利用組合，営農集団，受託組織等の様々な生産組織が数多く存在したが，かつての生産組織は農家の集合体であり，必ずしも法人形態をとらない任意組合も多かった。しかし，近年は，従来の農家，家族経営の枠組みを越えて，従業員を雇って経営受託等を行う農業法人が全国各地に現れている。

92年に発表された「新政策」は法人経営を前面に打ち出しており，これを受けて93年に制定された農業経営基盤強化促進法では認定農業者制度を設け，中核となる担い手の選別作業を進めている。また，今年制定された食料・農業・農村基本法では，第22条に「家族経営の活性化を図るとともに，農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずる」としており，農政も法人経営を積極的に推進する方針を明らかにしている。

５．農業法人の現状とその意義

(1)　農業法人の概念

このように注目を浴びている農業法人であるが，ここでその概念を簡単に整理しておく。「法人」とは民法上の概念であり，法

により法人格を与えられたものをいう（民法第33条）。「農業法人」は，農業生産にかかわっている法人全体のことを意味する言葉であるが，法律で明確に定義された概念ではない。一般には，農業法人とは，農地法第２条で規定された「農業生産法人」のことを指していることが多い。農地法第２条は，一定の要件を整えた法人（農業生産法人）に対して農地の取得を認めている。農業生産法人として認められるのは，農業（関連事業を含む）およびその付帯事業を行う農事組合法人（農協法に基づく），合名会社，合資会社，有限会社であり，その構成員は農地の権利を提供した個人や法人従事者等に限定され，執行役員の過半はその法人の従事者で農作業に主として従事する者に限られている。このように農業生産法人の要件を厳しくしているのは農地法の自作農主義を貫くためであり，現在，これに株式会社を認めるか否かで検討が行われている。なお，農地法上の農業生産法人以外に，畜産等では株式会社形態の経営体もある。また，このほかにも第三セクター，農協，地方公共団体等農業にかかわる法人は多くあり，農業センサスでは，任意組合も含めて「農家以外の農業事業体」「農業サービス事業体」として調査している。

(2)　農業法人の現状

農業生産法人制度は，農家による協業経営を促進するため，農地法の改正という形で1962年に創設されたものであるが，その後順調に増加してきており，1998年現在で

第8図　農業生産法人数の推移

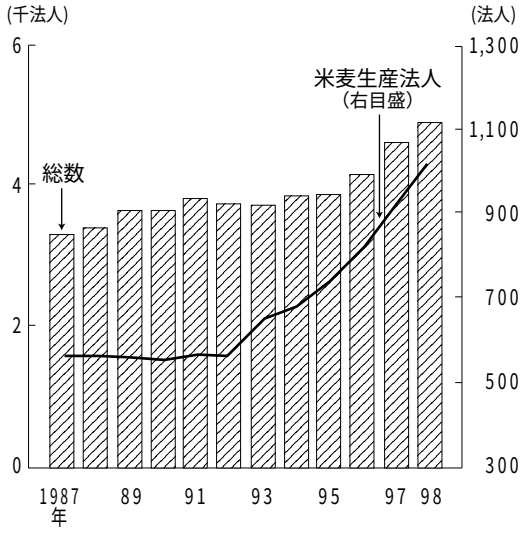

資料　農林水産省構造改善局調べ

5,246法人が存在している（過去５年間で36%増加）（第８図）。

法人の形態は，有限会社が3,811（72.7%），農事組合法人が1,408（28.8%）であり，この２種で99.6%を占めている。品目別でみると，畜産1,702，米麦作1,127，果樹541，そ菜457，その他1,412である。

農業生産法人の経営面積は11万haに達しており，日本の耕地面積の２%を占め，１法人当たりの平均経営面積は21haと農家と比べて非常に大きい。

(3)　農業法人の意義

農業法人の数は着実に増加しているが，法人化の理由として，①経営と家計の分離，②税金対策，③労働条件の明確化，④対外信用，があげられている。逆にいうと，農家や任意組合では，こうした面で弱点があるということになる。

日本の農家の多くは現在でも家計と経営

が未分離であり，以前から簿記の記帳による経営の明確化が唱えられてきた。しかし，特に稲作の場合は，現在でもいわば「ドンブリ勘定」であり，収益が上がっているのか否か明確になっていないという農家が多い。法人経営が注目されるのは，こうした農家の現状に対して，経営の家計からの分離という意味が強い。

また，従来の農家形態では，若い人，特に農家以外の出身者の受け入れという点で限界があり，農業法人は，新規就農，農業の研修の場として期待でき，農村社会の活性化，経営の円滑な継承という役割もある。

６．稲作法人経営の実態

次に，農業法人が現在どのように運営されているかについて，タイプの異なる三つの稲作法人経営の事例を紹介する。

(1)　企業型稲作生産法人

――サカタニ農産（富山県福野町）――

ａ．概況

サカタニ農産は1967年に農地５ha，従業員４人の任意組合で発足し，72年に農事組合法人となった。その後，大型ライスセンター，大規模育苗施設の建設等を行って規模拡大を積極的に進め，現在は管内344戸の農家から225haの経営受託（土地賃貸借）を受け，全国有数の大規模稲作単一経営を展開している。現在の従業員数はグループ全体で24人である。

ｂ．事業の特徴

①通年雇用型の稲作経営

稲作単一経営の存立にとって，その最大の難点は年間を通じた安定的な雇用条件の確保である。兼業農家の場合は農閑期には出稼ぎや休業をすればよいが，雇用労働を抱える農業法人はそれができない。同法人は，通年雇用を確保するため稲作作業の間に転作作物の作業を組み入れ，また１～３月の農閑期を作業の準備期間と位置づけて従業員の資質向上のための研修を行うなど，稲作経営における周年雇用体制を確立している（第６表）。

②企業型の運営管理

サカタニ農産は企業並みの運営管理を行っている。勤務時間は午前８時から午後５時までで，休暇は，農閑期（12～３月）は週休２日制，農繁期（４～11月）は４週６休制である。このほか，有給休暇（年間20日），賞与制度（６か月），定期昇給制度（年１回）なども設け，給与水準は一般企業並みとなっている。また，経営の安定化を図るた

第6表　サカタニ農産の年間作業体系

月	作　業　内　容
１～３月	農業機械の整備，従業員の技術研修（海外研修を含む） 健康管理および育苗準備
３　　月	育苗作業
４～５月	田植，圃場管理
６　　月	転作作業（大麦収穫および大豆播種）
７～８月	圃場管理
９　　月	稲の収穫作業
10　　月	転作作業（大豆収穫および大麦播種）
11～12月	土作り，堆肥投入，用排水管理等

めにコスト管理，労務管理を徹底して行っており，育苗，耕起から収穫までのすべての作業をコンピュータで管理し，作業ロスを極力小さくしている。また，パソコンによって作業内容と全従業員をコード化して単位時間当たりの生産コストを計算するなど，企業並みの生産管理が行われている。

c．経営の現状

①地域密着型の経営展開

サカタニ農産は，法人化してから20数年間に経営規模を37haから225haへと約６倍に拡大した。農家から安心して経営を委託してもらうように，同法人は顔の見える法人経営運動を進め，1986年から87年にかけて隣の小矢部市と砺波市にそれぞれ受託専門会社を設立し，分社方式による経営面積の拡大に成功した。また，これまで一律だった小作料を農地の生産性を反映した複数段階制の料金体系に変えて小作料の算定を適正化し，委託農家の利益を重視して地域との共存を図っている。

②効率的な農業経営の実現

同法人の米生産コストは，労働費，資材費とも全国平均より約３割低く，一般農家より高い生産性を実現している。その結果生まれた経営成果は，最終的には高い小作料という形で受託農家に利益還元されている。

d．今後の課題

このように，同法人は経営の効率化を実現したが，近年，規模拡大の制約問題も現れてきた。代表理事奥村氏によれば，大規模経営は一定の面積以上でなければ経営的な効果が生まれず，砺波平野では300ha以上が理想的であるという。ところが，同生産法人の抱える225haの農地は現在百ヶ所以上に分散しており，作業管理の合理化と経営費の削減がすでに限界に達している。いかに分散化した農地を集積しながら経営面積の拡大を図っていくかが今後の課題である。

(2)　集落協業型稲作生産法人

――野口営農組合（富山県城端町）――

a．概況

野口営農組合は，1983年に城端町野口集落のすべての農家24戸が参加して設立されたものであり，88年に農事組合法人となった。同組合は，当時の農家の兼業化や労働力の流出に対処するために設立されたものであり，集落が一体となった稲作経営を実現している。同法人の経営面積は32haであり，米を中心としているが，転作作物として麦と大豆も栽培している。98年の農産物販売高は3,560万円で，そのうち米が85%を占めている。

b．事業の特徴

①集落協業型の作業体系

同法人では，耕起・代かき，田植，収穫，乾燥・調整という四大作業は，各農家からの労務出役により共同で行っている。これに対して，除草，施肥，水管理などの圃場管理作業は，各農家に作業を委託するとい

う形式をとっており，農家レベルで行われている。この２種類の作業に対して，同法人は一定の基準に基づき，それぞれ出役労賃と作業委託料を支払っている。例えば，共同作業の１時間当たり労賃は，男子が1,800円，女子が1,600円であり，10ａ当たりの作業委託料は，自己保有田が３万円，組合管理田が3.5万円である。

②集団的農地利用

作業の効率化を図るため，同法人は24戸の農家の農地に対して利用権を設定し，水田の集団的な利用を行っている。集積された32haの農地を三つのブロックに分け，統一的な作業管理が行われている。例えば，98年の作付構成は米21.6ha，転作大豆8.2ha，麦は5.6haであり，米を基本にブロックローテーションを組んでいる。

③自己完結型の労務体系

同法人は，稲作単一経営における作業の季節性や雇用労働によるコスト高などの問題を回避するため，サカタニ農産のような雇用労働による経営展開をとらず，構成員全員をオペレーターと考え，労務係が作業内容などを考慮して各農家に出役依頼するという，参加農家の労務出役による自己完結型の作業体系をとっている。その結果，周年稼働のための業務体系や作業設計も必要なくなり，農閑期は一般農家と同じように休みとなるという体制を実現している。

ｃ．経営収支

同法人の98年度の損益計算書によると，参加農家に支払われた支払地代は634万円，作業委託料・労賃は920万円であり，これに対して販売管理費は48万円にすぎない（常勤職員はおらず，役員報酬は支払っていない）。その結果生まれた利益（1,008万円）は各農家に分配しており，地代，委託料も含めた農家１戸当たりの収入は107万円である。同法人代表の山瀬幌氏によれば，農家への利益配当は年々増大し，赤字を出した年は１回もなかったという。このように同法人の事業展開は農家経済に大きく寄与しているが，近年の米価低下と生産調整の拡大により事業運営は厳しさが増している。

(3)　複合経営型稲作生産法人

――清里ファーム（千葉県小見川町）――

ａ．概況

清里ファームは，1989年に小見川町内の５戸の農家が共同して設立した稲作経営組織である。最初は任意組合の形でスタートしたが，経営規模の拡大に伴い94年に農事組合法人になった。

現在の経営面積は30haであり，そのうち参加農家の所有農地は10haで，残りの20haは町内農家からの借地である。農業経営の従事者は10人であり，その中の５人は参加農家の世帯主，残りの５人はその奥さんたちによるパート労働で，平均年齢は50歳である。同法人は勤務時間制と月給制を採用しており，勤務時間は朝８時から午後５時までで，給料は毎月下旬の決まった日に支給している。

b．組織体系

同法人の組織は，理事会と班組織の二つの部分から構成されている。理事会の仕事は年次計画や経営方針，事業目標の策定などであり，そのほか農業機械の購入や融資の受け入れ，利益の配分なども理事会による決定が必要である。理事会の構成は代表理事１名と理事４名であり，参加農家５戸すべてが理事会のメンバーとなっている。また，法人の下部組織として作業班，機械班，会計班の三つの班組織が設けられており，各班には責任者（班長）が置かれ，ほかの四人が参加メンバーとなっている。

このように，同法人の運営は，実質的には全員参加の体制となっている。

c．経営内容

近年，米価低迷により稲作経営をとりまく環境は極めて厳しく，大規模経営を展開する清里ファームにとっては経営安定化が最優先の課題である。代表理事宮崎氏によれば，経営を安定化するためにこれまで様々な工夫が行われてきた。まず行われたのが周年稼働の実現である。同地域では稲一毛作が一般的であり，冬期と田植後から収穫までの間は農閑期となる。この農閑期を有効に活用するため，任意組合から農事組合法人に切り替えた年に，稲作経営を補完する形で520坪の施設園芸（花卉が中心）を導入した。その主力品目は百合（球根），アスター，葉牡丹であり，現在園芸部門の収益は法人全体の30%を占めている。

また，経営の安定化をはかるためにコスト削減への取り組みも行われている。一般農家は育苗を外部に委託し田植等の作業を短期集中式でやっているのに対し，同法人は，育苗から収穫までの全生産過程を完結して行い，きめの細かい生産管理を実現している。さらに，農薬や化学肥料等の無機物の使用を最小限に押さえ，土壌管理や育苗，田植などに時間をかけて，土地生産性の維持・向上に努めている。その結果，反収の水準を520kgに維持した上に，生産コストを一般農家より２割削減することに成功した。

d．今後の課題

設立して10年を経過した同法人は，現在は一応安定した経営が維持されている。しかし，その一方で抱える問題も多い。その中で最大の問題は，規模拡大と生産調整の矛盾である。すなわち，経営安定のために規模拡大を進めてきたが，一律減反のため，それがそのまま稲作の規模拡大につながらないという問題がある。また，大規模経営を進めるためには大区画の農地整備が必要であるが，現在の30ａ区画では経営の効率性を高めることには限界がある。さらに，米価の低下と不安定性も深刻な問題である。これらの問題はいずれも農政の課題であり，生産者レベルでの努力だけでは限界がある。稲作大規模経営の展開は農政のあり方に大きく左右されていくであろう。

７．稲作経営の将来方向と課題

(1)　農業法人の可能性

以上，三つのタイプの稲作生産法人を紹介したが，いずれもコスト削減を実現し，現在のところ経営は順調に推移している。しかし，事例の中でも触れたように，法人経営にもさまざまな問題点がある。

まず，雇用型稲作単一経営の問題点として農閑期の問題がある。つまり，稲作は苗作りから収穫，乾燥・調整までせいぜい７～８か月であり，それ以外の時期の労働力をどうするかという問題がある。これは家族経営にもある問題であり，他の作目を取り入れたり，加工事業を行うなどの解決策がありうる。

また，人を雇って固定給を支払うとなると，米価が下がったり不作の時に赤字に転落する恐れがある。農家なら生活費を切りつめてしのぐという方法はとりうるが，法人経営ではそうはいかない。結局赤字分の資金を調達しなければならず，それが累積すれば倒産，解散という事態に陥る可能性がある。もちろん，米価が構造的に下がった場合は，地代を下げるという方策をとることになるが，急速な価格変動には対応できないこともあろう。

さらに，規模拡大に伴う農地の分散の問題がある。委託農地はまとまって出てくるわけではなく，農地が分散するとコスト増大の要因となる。稲作農業法人には組合型（集落営農，地域営農集団）と会社型（雇用型）の二つのタイプがあるが，農地分散問題の克服のためには組合型の方が優れているといえる。

日本の水田稲作では水利用を通した地域社会の仕組みが出来上がっており，地域との共存なしには稲作経営は困難であり，その論理を無視した法人経営はうまくいかないであろう。ここで紹介した三つの事例は，いずれも地域との共存を意識して運営しているために成功している。

しかし，法人化すれば稲作経営の問題がすべて解決するわけではなく，どういう法人経営を展開するかが問題であり，法人化を万能薬のように考えるべきではないであろう。

(2)　株式会社参入問題

農業法人に関して近年活発に論議されていることに，農業への株式会社参入問題がある。畜産等では既に株式会社形態が存在しているが，現在検討されているのは，農地法上の農業生産法人のなかに株式会社形態を認めるか否かという問題である。これについては，既に，新農業基本法の検討過程のなかで活発な議論が行われ，今年７月には農業生産法人制度検討会の報告書がまとめられている。

それによると，株式会社は，信用，人材確保，販路開拓，技術・経営ノウハウという面で優れているが，一方，問題点として，投機的な農地取得，地域社会との不調和等の懸念があるとしている。そして，こうし

た懸念を回避できるのであれば株式会社の参入も認めてもよいとして，そのための措置として，①株式譲渡の際に取締役会の承認を要する，②農業関係者以外の出資割合を制限する（総議決権の4分の１以内，１構成員当たり10分の１以下），③農業（関連事業を含む）の事業割合を過半とする，④業務執行役員の過半は当該法人の農業（関連事業を含む）に従事する者でなければならない，という案を提示している。そして，ほぼこの方向で来年の国会で農地法の改正が行われる可能性が高い。

確かに，この法律がその通り守られるのであれば，株式会社の参入を容認してもよいとも考えられる。しかし，株式は流通することをもって最大の特徴としているのであって，取締役会の承認を要件とするといっても，承認されさえすればどんな会社にも株式が渡る可能性があるし，農業生産法人の株自体は譲渡されなくとも，その株式を所有している親会社そのものが別の会社（外国の会社の可能性もある）に買収されるということもある。議決権が４分の１以下であれば支配力は排除できるとは考えられるものの，やり方によっては（例えば取締役を会社の人間で固める）農業生産法人を支配することもできなくはない。しかも，法律は守られて初めて法律なのであって，ザル法となって制度が悪用されるリスクも考えておく必要がある。また，一度制度に風穴を開けてしまうと，今後，当初設けた制限が緩和されてしまう可能性もある。

このように，株式会社の農業参入（株式会社の農地取得）には多くの問題点があることを十分認識し，農業生産法人が法を遵守するよう，農業委員会，農協，農家が監視し続ける必要があろう。

(3)　家族経営の改革

法人経営には多くの利点はあるが，法人化することが目的ではなく，法人化は手段にすぎない。現実には，農業法人であっても１戸一法人で実質的に家族経営と変わらないものも多くあり，法人経営と同じ効果を家族経営で実現できるのであれば，あえて法人経営を選択する必要はない。ただし，法人経営が注目される過程で家族経営の問題点が浮き彫りになってきたという面もあり，家族経営はその問題点を解決していく必要があろう。

既に指摘したように，法人化の目的の一つに，家計と経営の分離がある。日本の農家は家計と経営が未分離であるものが多く，かねてから簿記の記帳運動が続けられてきたが，現在でもまだ簿記をつけておらず経営体として未熟な農家が多い。簿記の記帳は農業経営の経営成果を把握し改善を図るために不可欠であり，家族経営も法人経営と同様に簿記の記帳を行うべきである。

また，農業経営において農家世帯員の役割分担を明確化し，個々人の人格を尊重するということも重要な課題である。後継者や女性が農業から遠ざかるのは，その労働力が正当に評価されていない，家の中の権利・義務関係が明確になっていないという

こともある。こうした観点から近年注目されているのが家族経営協定である。家族経営協定は，主に父と子，夫婦間で報酬・休日等の就業条件を締結するものであり，既に全国で１万件以上締結されている。

特に，女性の地位向上が重要な課題である。これに関しては，食料・農業・農村基本法の第26条に「女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに，女性が自らの意思によって農業経営およびこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進する」と明記されている。この条文は，本年７月に制定された「男女共同参画社会基本法」の精神と共通するものであるが，農村，農家における女性の地位はまだ低く，一層の改善が望まれる。

(4)　稲作経営に対する行政，農協の課題

農林水産省は省庁再編を機に，これまでの局を再編成して農業経営局を設ける方針である。これまで構造改善局に農業経営課があったが，農業経営を局のレベルに引き上げるということは農林水産省の歴史のなかで画期的であり，経営体の育成政策が一層進展することが期待される。

その際，どういう経営体を育成していくかが問題であるが，全国一律の固定した方針をとるべきではなく，地域の事情に応じて多様な担い手を容認すべきであろう。どういう経営形態をとるかは地域や農家が選択する問題であり，地域の創意工夫を尊重すべきである。そこからおのずと解決の方向は見いだされていくものであり，行政はそれを支援する枠組みだけをつくればよい。

また，近年の米価急落により稲作経営は不安定性を増しており，価格安定の重要性が再認識されている。もし稲作を市場にまかせたままであれば（生産調整を自由化し価格支持もなくす），米は暴落するであろうし，各地で耕作放棄地が広がるであろう。WTO体制下で世界の農政の流れは価格政策を縮小する方向にあるが，米国もEUも農業経営安定のための政策そのものを放棄したわけではないことを銘記すべきであり，日本も，農業政策において価格政策，所得補償政策，災害補償政策等の経営安定政策を充実すべきである。残念ながら，現在の稲作経営安定対策は，価格変動を防ぐ効果はあるものの，米価の傾向的低下の歯止めにはなっていない。日本の稲作農家は正当な労働評価を受けているとは言えず，価格の安定は法人経営にとっても重要な課題である。現在のような価格では，法人経営体も稲作経営に対する意欲がそがれてしまうだろう。

また，農協は，行政，農業改良普及所と協力して，地域農業の調整機能を果たすべきであろう。農協は大型合併等により，地域農業のオーガナイザーとしての役割が低下してしまうとの懸念もあるが，地域農業の再構築は地域社会に果たす農協の重要な役割であることを再確認すべきであろう。

（清水徹朗・章　政

しみずてつろう・ショウセイ）